

議案第4号

守谷市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年守谷市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期間は、5年」を「年齢は、55歳」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年 3 月 6 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
4 号	1

## 提案理由（議案第4号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、高齢者部分休業を申請することができる職員の年齢を定めるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正	現 行
<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第26条の3第1項の条例で定める<u>年齢は、55歳</u>とする。</p>	<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第26条の3第1項の条例で定める<u>期間は、5年</u>とする。</p>